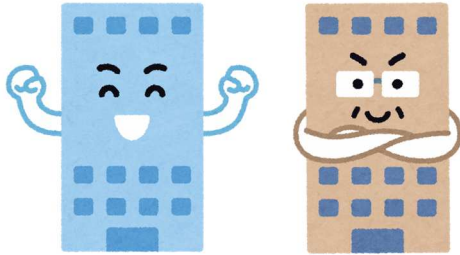


定期報告制度について

定期報告制度は、所有者・管理者に課せられた義務です



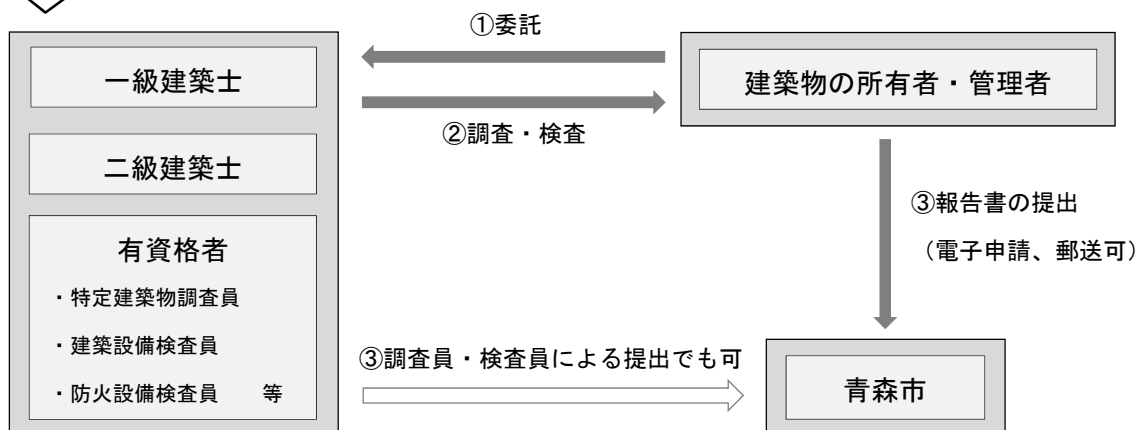
建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされています。（建築基準法第8条第1項）

維持管理が不十分の場合、火災等の際に大惨事につながるおそれがあります。

定期報告制度は、このような危険を未然に防ぐため、多数の人々が利用する建築物のうち、一定の規模・用途の建築物や建築設備等を、定期に有資格者に調査・検査をさせ、その結果を報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全性を確保することを目的としています。

調査・点検を怠った、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則適用の対象（百万円以下の罰金：建築基準法第101条第1項第2号）となるほか、建築物に係る事故や災害が発生した場合、管理責任を問われることがあります。

定期報告の流れ



注1) 報告書の控えが必要な場合は、提出する報告書（1部）の他に必要な部数ご用意下さい。

注2) 報告対象の防火設備を設けていない場合は『防火設備を設けていない特定建築物の届出（令和7年度以降様式）』を提出してください。

注3) 所有者等の名義の変更をした場合は『特定建築物所有者等異動届』を提出してください。

注4) 建物を除却・使用停止・再使用した場合は『特定建築物除却・使用停止・再使用届』を提出してください。

注5) 報告の対象にならない場合は『定期報告対象外物件届』を提出してください。

★★★青森市のホームページに定期報告の様式等を掲載しておりますのでご活用ください★★★
「くらし・環境」→「住まい」→「建築」→『定期報告制度』